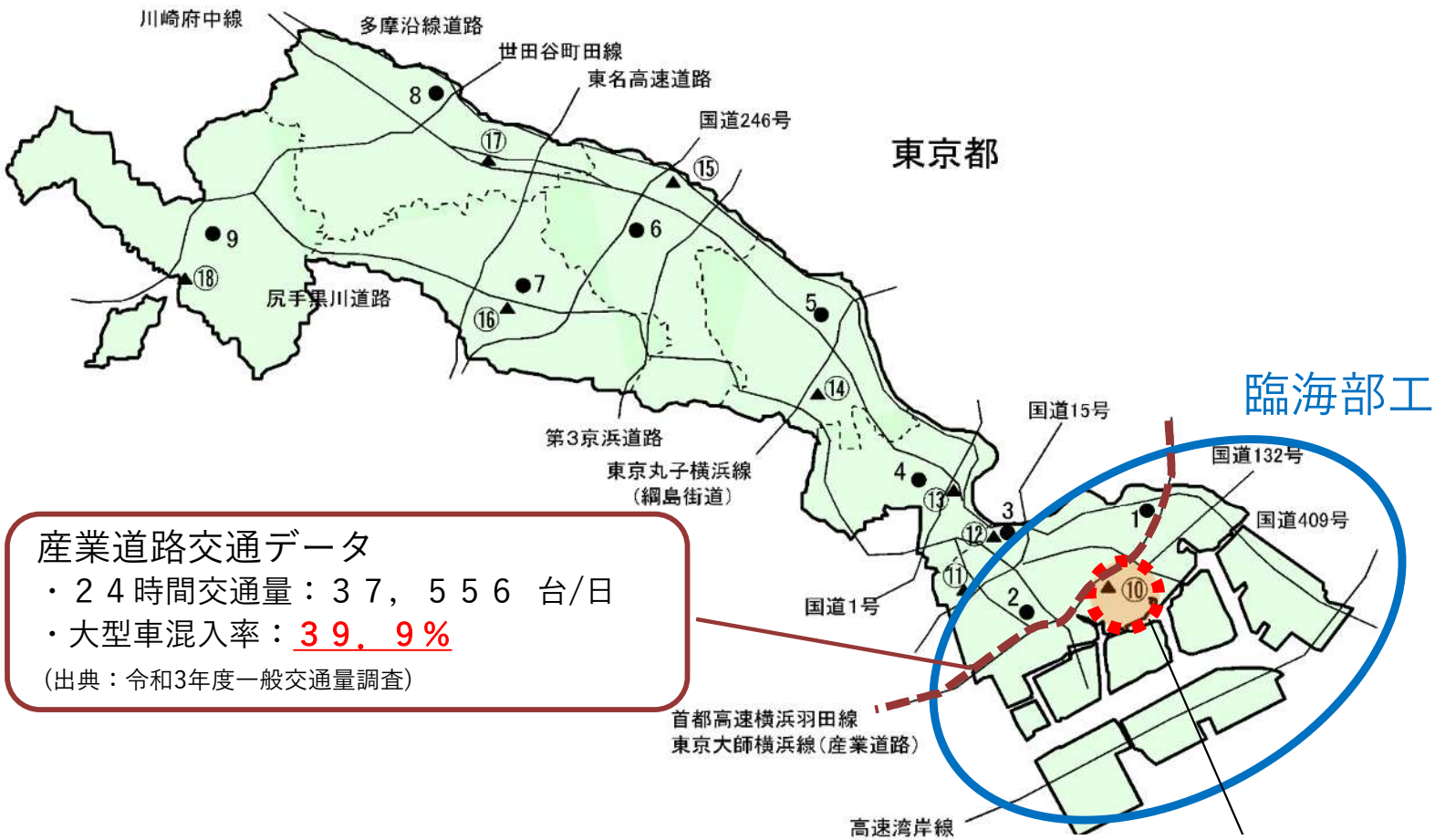
エコ運搬制度の手引き
概要版（廃棄物処理業）

令和８年１０月
川崎市

エコ運搬制度制定の背景



産業道路交通データ
・２４時間交通量：３７，５５６　台/日
・大型車混入率：３９．９％
（出典：令和3年度一般交通量調査）

NO_2環境基準下限値達成を目標

臨海部を中心に貨物自動車の交通量が多い

⇒貨物自動車から排出される窒素酸化物及び二酸化炭素の削減が課題

⇒貨物自動車に対しての環境配慮を促す仕組みが必要

⇒平成２２年４月にエコ運搬制度創設

１．エコ運搬制度の概要

エコ運搬制度とは

・市内の荷主・荷受人が主体となって、全国の契約先の運送事業者や取引先事業者に対し、環境に配慮した運搬（エコ運搬）を書面等により要請する制度（市条例で規定）

エコ運搬＝環境に配慮した運搬

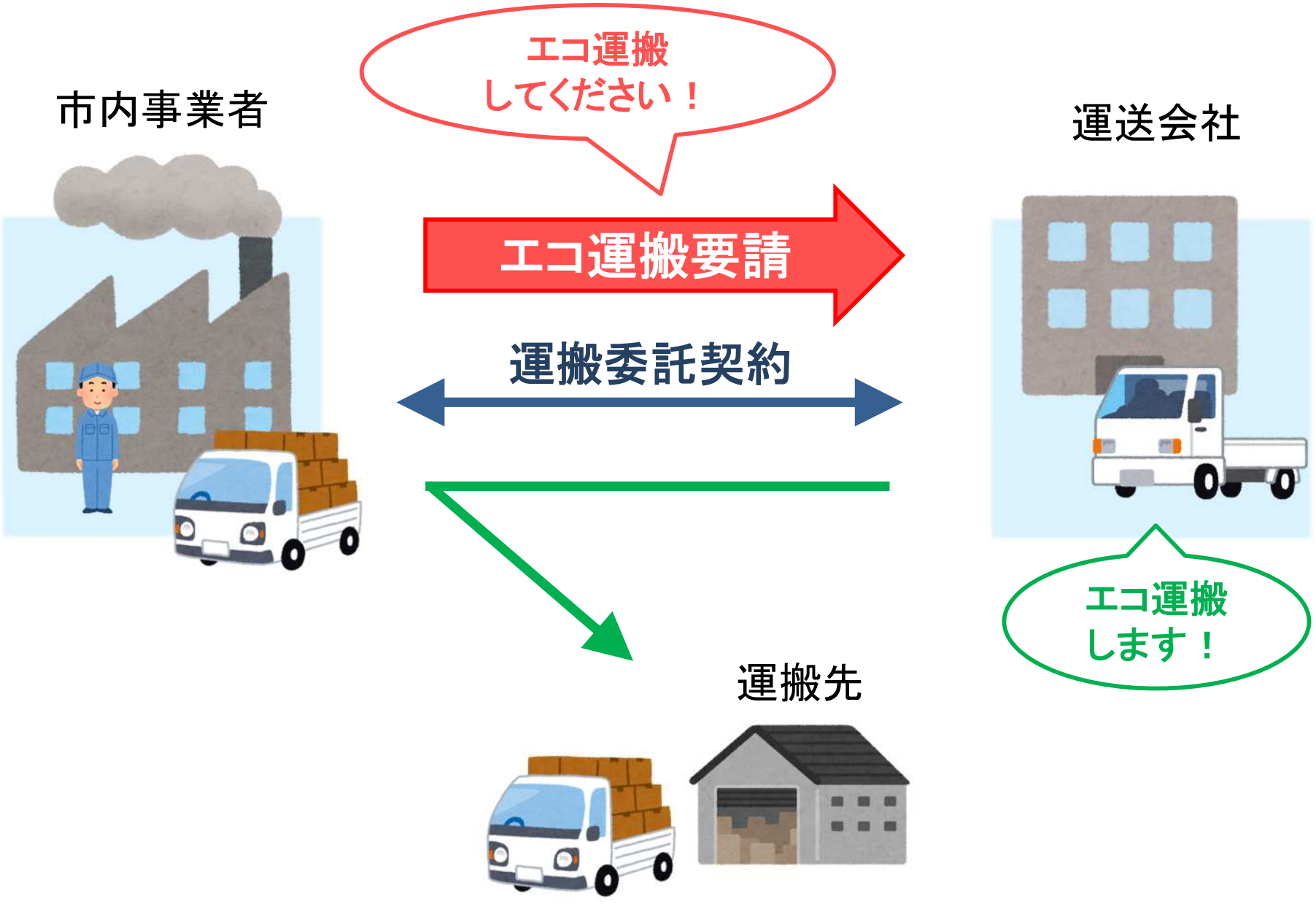
①エコドライブ及びエコドライブを行う旨の表示
②自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の車種規制不適合車の不使用
③低公害・低燃費車の積極的な使用

わかりやすく表記すると

エコ運搬（イメージ）

①環境に配慮した運転の実施
②環境性能の劣る自動車の不使用
③環境性能の優れた自動車の積極的使用

１．エコ運搬制度の概要



２．指定荷主・指定荷受人の義務・要件

義務について

荷主・荷受人⇒エコ運搬実施の要請について努力義務

指定荷主・指定荷受人⇒次の３つを義務としている

１．エコ運搬実施の要請
２．要請書面等の保存（３年間保存）
３．要請実施状況の報告（毎年７月末まで）

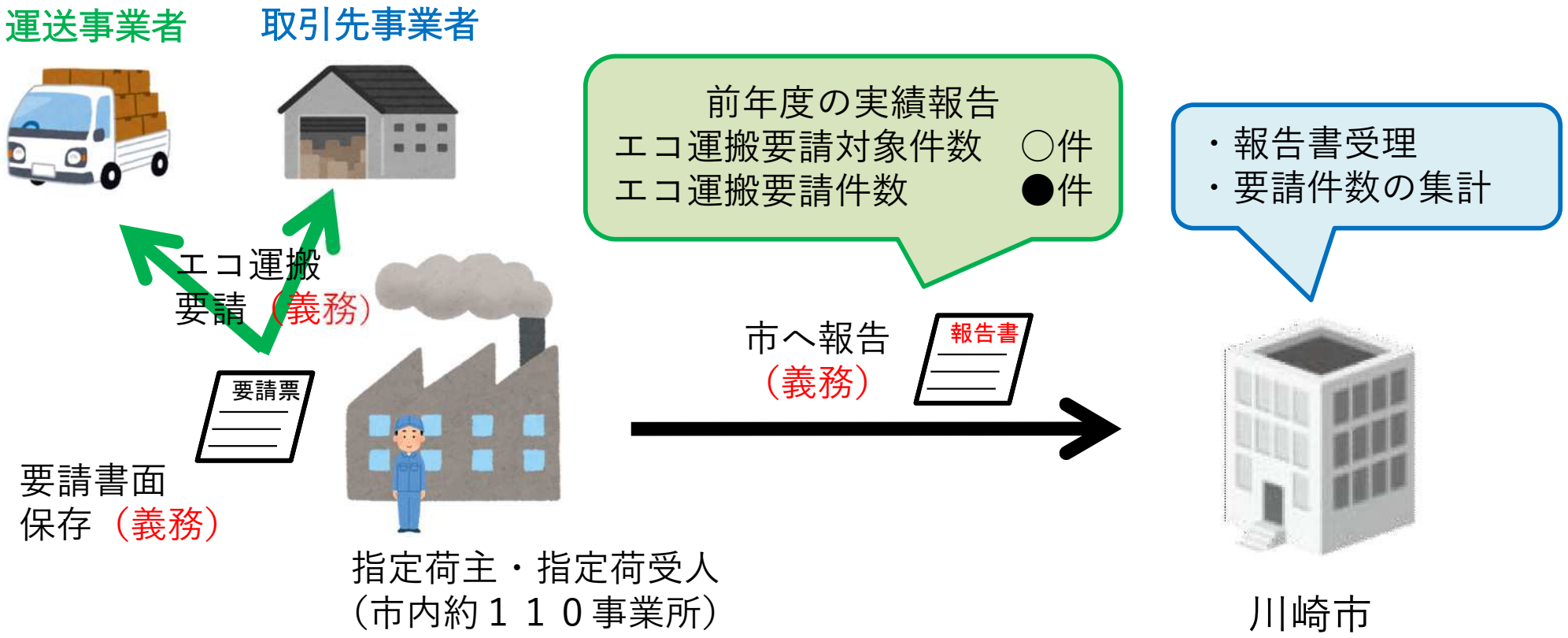
指定荷主及び指定荷受人の該当要件

◎ 製造業者のうち、事業所の敷地面積が 10,000m² 以上の者

◎ 倉庫業者のうち、事業所の有効面積が計 30,000m² 以上、または有効容積が計 30,000m³ 以上の者。

◎ 廃棄物処理業者のうち、施設の１日当たりの廃棄物処理能力が 300 トン以上または 300m³ 以上の者。

（参考）指定荷主・指定荷受人の要請から市への報告までの流れ



令和７年度報告の集計結果
指定荷主・指定荷受人である１０９事業所が１５，５３０件要請

3．要請の対象①（要請対象業務）

要請対象となる業務

貨物自動車などの対象自動車の出入りがある業務
かつ
主たる事業である廃棄物処理業に関連している業務

廃棄物処理業
要請の対象となる業務例
（１）搬出
●処分(中間処理)後の貨物(有価物・廃棄物)の搬出
（２）受入れ
●廃棄物の受入れ

要請先は？

要請先
運送事業者
もしくは
取引先事業者

（注）契約形態によって要請先が異なる

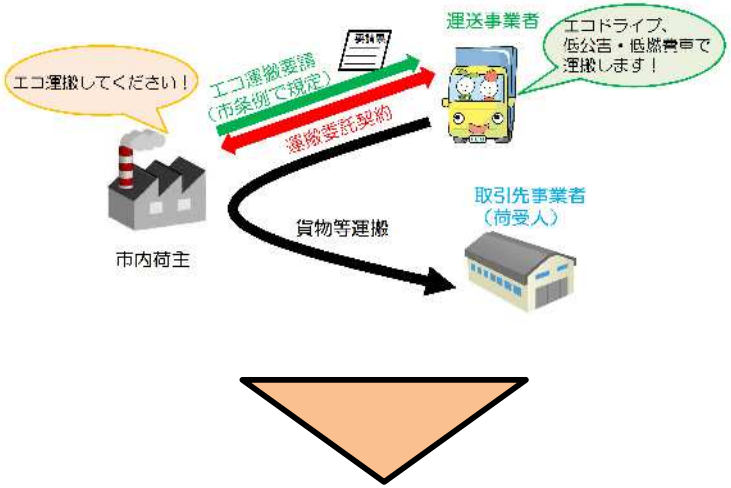
次ページ以降で、契約形態に応じた要請先を説明する

３．要請の対象②（要請先）

廃棄物処理業

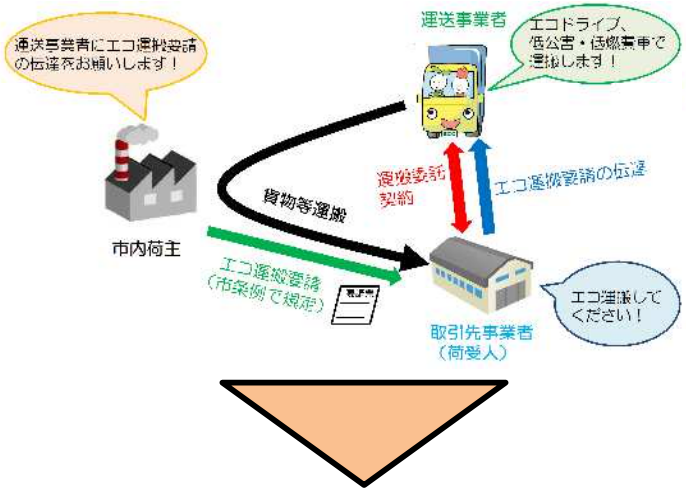
（１）処分(中間処理)後の貨物(有価物・廃棄物)の搬出

（１）－（ア）
貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



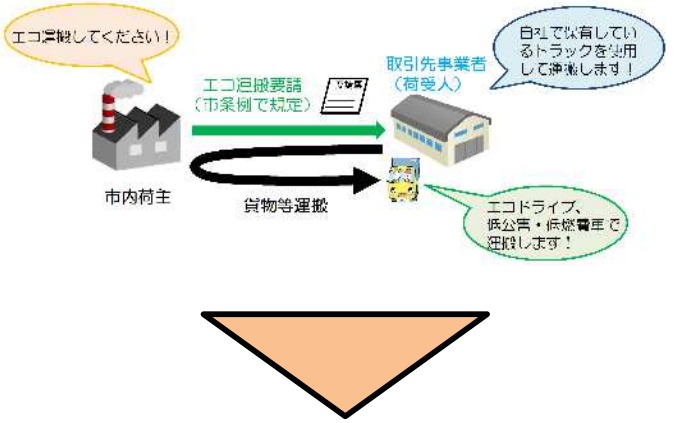
運送事業者へ要請

（１）－（イ）
貨物等の運搬を取引先事業者が委託した貨物運送事業者が行うケース



取引先事業者
（荷受人）へ要請

（１）－（ウ）
貨物等の運搬を取引先事業者が行うケース



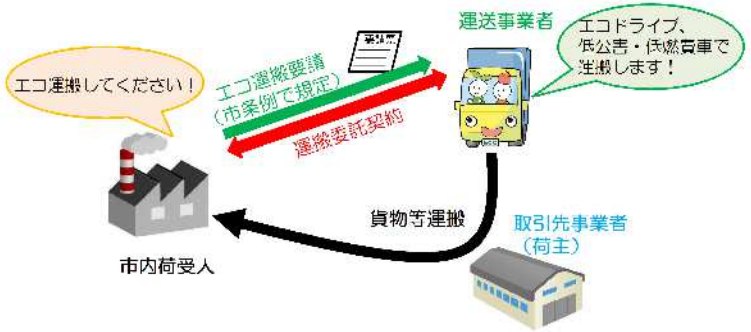
取引先事業者
（荷受人）へ要請

３．要請の対象③（要請先）

廃棄物処理業

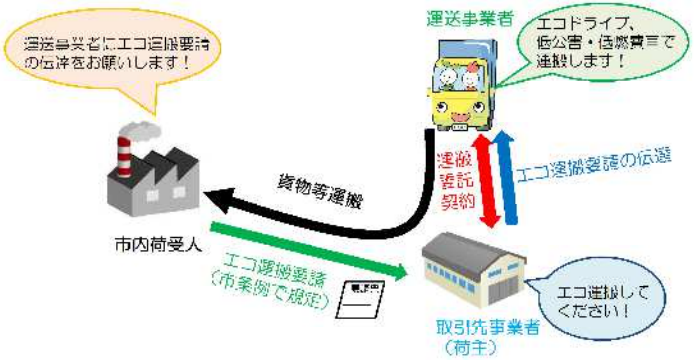
（２）廃棄物の受入れ

（２）－（ア）
貨物等の運搬を自ら委託した貨物運送事業者が行うケース



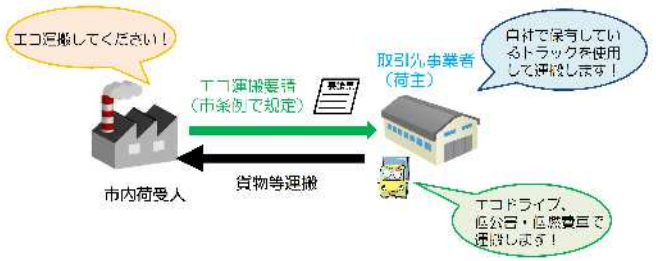
運送事業者へ要請

（２）－（イ）
貨物等の運搬を取引先事業者が委託した貨物運送事業者が行うケース



取引先事業者
（荷主）へ要請

（２）－（ウ）
貨物等の運搬を取引先事業者が行うケース



取引先事業者
（荷主）へ要請

４．要請の方法①

エコ運搬制度では、書面等でエコ運搬の要請をすることとされているが具体的にはどのような方法で行えばよいのだろうか？

１．契約書
２．要請票　　を用いて要請する。
３．電磁的記録

4．要請の方法②

1．契約書（記載例）

○○契約書

第1条　○○○○○○○○○○○○○○○○
第2条　○○○○○○○○○○○○○○○○
・
・
・

第△条　運搬方法
　○○契約の履行にあたり、貨物等の運搬の際、運搬車両が川崎市内を走行する場合、以下の項目を実施すること。

1．エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

2．川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第 79 条の２第２号に定める車種規制不適合車を使用しないこと。

3．低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

・
・
・

2．要請票（記載例）

環境配慮行動要請票

　貨物等の運搬の際、運搬車両が川崎市内を走行する場合、以下の項目を実施してください。

1．エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

2．川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第 79 条の２第２号に定める車種規制不適合車を使用しないこと。

3．低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

○○年○月○日
要請者　住所　：○○○○○○○
　　氏名　：○○○○○
受託者　住所　：○○○○○○○
　　氏名　：○○○○○

3．電磁的記録

電子メール等を用いて要請する方法
電子メールで要請票（電磁的記録）を添付して送付すること等が該当する。

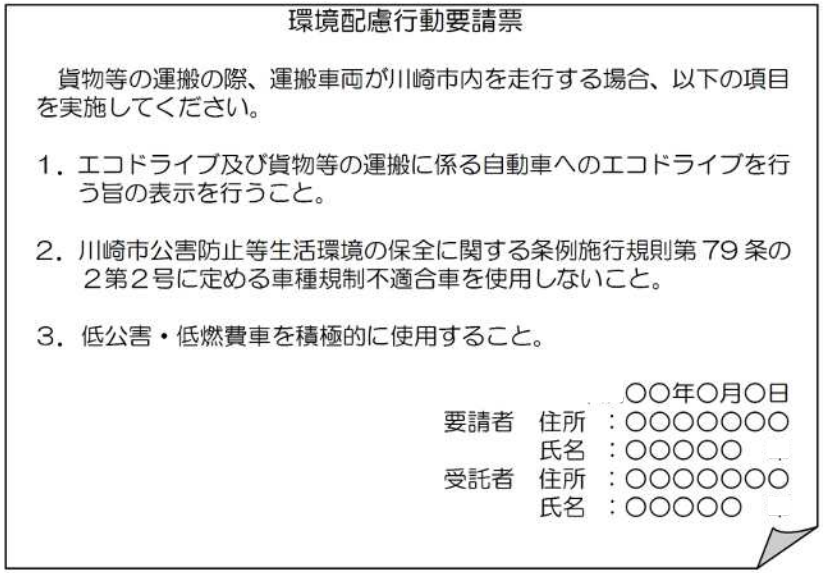
５．要請の頻度①

エコ運搬の要請は条例上、どのくらいの頻度で行う必要があるか？

要請の方法（契約書、要請票、電子メール）によって、要請頻度は異なる。

5．要請の頻度②（要請票・電子メール）

通常、毎年度、要請を１回行う。ただし、契約書もしくは契約に基づいた要請を行う場合は、契約が継続している限り、翌年度以降も要請が継続される。



環境配慮行動要請票

貨物等の運搬の際、運搬車両が川崎市内を走行する場合、以下の項目を実施してください。

1．エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

2．川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第 79 条の２第２号に定める車種規制不適合車を使用しないこと。

3．低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

〇〇年〇月〇日

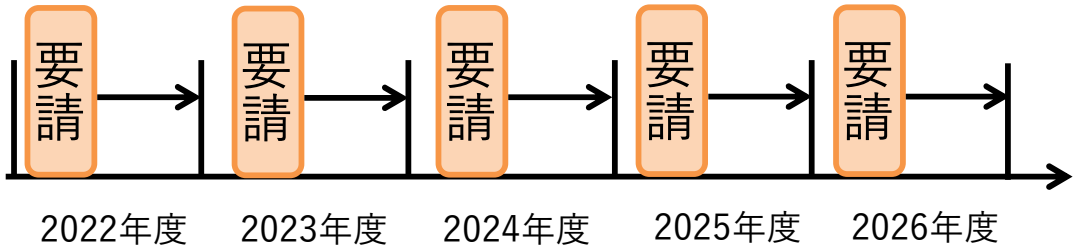
要請者　住所　：〇〇〇〇〇〇〇

氏名　：〇〇〇〇〇

受託者　住所　：〇〇〇〇〇〇〇

氏名　：〇〇〇〇〇

左記のとおり、要請票（契約に基づかない）を用いて、要請を行う場合、要請の頻度のイメージは下図のとおり
電子メール（契約に基づかない）も同様の頻度



5．要請の頻度③（契約書）

契約書

○○契約書

第１条　○○○○○○○○○○○○○○○○
第２条　○○○○○○○○○○○○○○○○
・
・
・

第△条　運搬方法
　○○契約の履行にあたり、貨物等の運搬の際、運搬車両が川崎市内を走行する場合、以下の項目を実施すること。

1．エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

2．川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第７９条の２第２号に定める車種規制不適合車を使用しないこと。

3．低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

・
・
・

契約に基づいた要請

○○株式会社　御中　　要請日　平成○○年○月○日

○○契約における運搬方法について

○○年○○月○○日付け貴社と締結した○○契約の履行にあたり、貨物等の運搬の際、運搬車両が川崎市内を走行する場合、以下の項目を実施すること。

契約に基づいた記載

1．エコドライブ及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。

2．川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第７９条の２第２号に定める車種規制不適合車を使用しないこと。

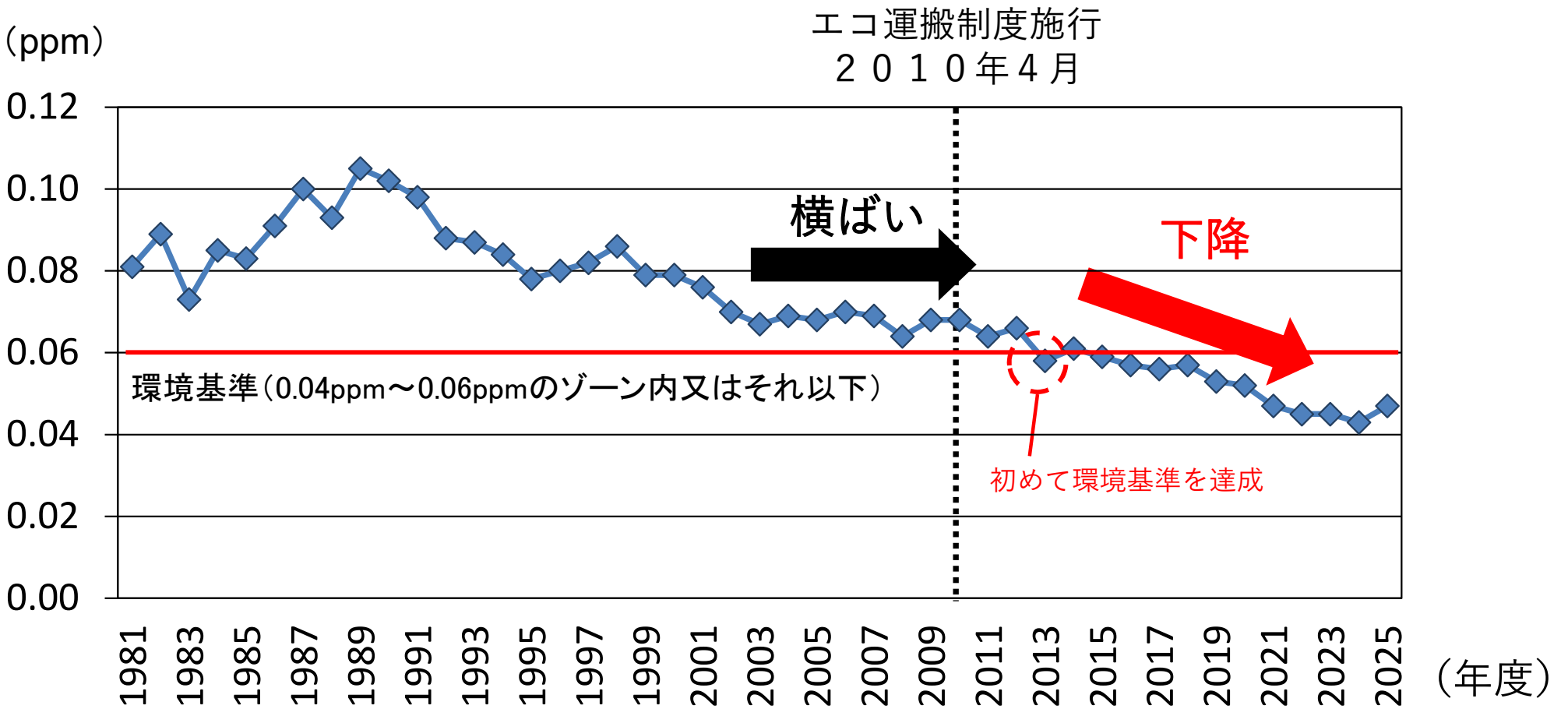
3．低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

受領日　○○年○月○日
要請者　住所　：○○○○○○○
　　氏名　：○○○○○
受託者　住所　：○○○○○○○
　　氏名　：○○○○○

契約締結時に要請を行うことで、契約期間中は要請を実施したこととなり、要請の頻度のイメージは右図のとおり。
※年１回程度、要請についての再確認の御協力をお願いします。



その他（池上測定局の二酸化窒素濃度の経年推移）



平成２５年度（２０１３年度）に初めて二酸化窒素の環境基準を達成し、その後、
平成２７年度（２０１５年度）以降は継続的に環境基準を達成するなど、
エコ運搬制度施行後、大気環境は改善に向かっている。